

地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、定期監査及び随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和元年 8 月 1 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 波 多 野 一 夫

記

- | | |
|-----------|---|
| 第 1 監査の種類 | 定期監査及び随時監査〔定期監査に係る指摘事項に対する措置状況の調査(随時監査)の結果、注意事項となった件についての調査〕 |
| 第 2 監査の対象 | 定期監査：用地管財課、財産運用室、産業政策課、商業・中心市街地活性化推進室、上越ものづくり振興センター
随時監査：浦川原区総務・地域振興グループ、スポーツ推進課 |
| 第 3 対象年度 | 平成 29 年度又は 30 年度 |
| 第 4 監査の方法 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 第 5 監査の期間 | 平成 31 年 4 月 1 日 ～ 令和元年 7 月 26 日
用地管財課、財産運用室、浦川原区総務・地域振興グループ
スポーツ推進課

令和元年 5 月 7 日 ～ 令和元年 7 月 26 日
産業政策課、商業・中心市街地活性化推進室、上越ものづくり振興センター |
| 第 6 監査の結果 | 別紙の随時監査に係る指摘以外は、おおむね適正であった。 |

被監査課等	内容
スポーツ推進課	<p>平成 29 年度の用地管財課の指摘事項の追跡調査において、所管の乗用草刈機及びスポーツトラクターの自動車損害共済の加入依頼を失念し、取得から手続完了までの約 9 か月間、任意保険に加入しないまま使用していたことについて注意としたが、今回用地管財課の定期監査における調査では、平成 9 年から 20 年の間に取得したスポーツトラクター 2 台、草刈機 2 台、コートローラー 1 台について、保険加入依頼受付日が平成 30 年 4 月 20 日であり、取得から最大で 20 年経過していたことがわかった。所管課では、平成 29 年度に注意を受けた際の確認が徹底されず、平成 30 年度の用地管財課からの保険加入手続きの照会の際に再確認し、未加入が判明したため手続きを行ったとのことであるが、監査委員からの注意事項等の指摘を受けた際には、当該個別事項のみの改善にとどまらず、所管内で該当する類似事案の有無を確認し改善を図るよう改められたい。</p>